

平成30年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 平成30年8月8日
2. 招集の場所 可児市役所第二委員会室
3. 開 会 平成30年8月8日 午前11時09分 委員長宣告

4. 協議事項

1. 建設市民委員会委員長互選について
2. 建設市民委員会副委員長互選について
3. 閉会中の継続審査の申し出について
4. 委員会審査における参考人招致について

5. 出席委員 (7名)

委員長	板津博之	副委員長	大平伸二
委員	亀谷光	委員	伊藤健二
委員	川上文浩	委員	酒井正司
委員	伊藤壽	委員	渡辺仁美

6. 欠席委員 なし

7. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 書記 林桂太郎

開会 午前11時09分

事務局（林桂太郎君） ただ今より建設市民委員会を始めさせていただきます。

可児市議会委員会条例第9条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間、年長委員の酒井委員に臨時委員長をお願いします。

臨時委員長（酒井正司君） これより、建設市民委員会を開会いたします。発言される方は、挙手により、許可を得てから発言してください。

はじめに、委員長の互選を行います。委員長互選は、可児市議会会議規則第126条第5項の規定による指名推選の方法により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

臨時委員長（酒井正司君） 異議なしと認め、委員長の互選は指名推選により行うことと決定いたしました。

それでは、臨時委員長である私から指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

臨時委員長（酒井正司君） 異議なしと認め、臨時委員長において指名することとします。それでは、建設市民委員長に板津委員を指名いたします。

お諮りします。板津委員を委員長と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

臨時委員長（酒井正司君） 異議なしと認め、板津委員を建設市民委員長とすることに決定いたしました。それでは、委員長と交替させていただきます。ご協力ありがとうございました。

委員長（板津博之君） それでは、ただいま建設市民委員会の委員長にご推挙いただきました板津でございます。前委員会からの引継ぎ項目も六つ、さらには臨時議会の中で定数も一人増えたということで、所管事務事業も一番多くなっております。委員長としてしっかりと継続課題も踏まえて、一年間委員長の責務を全うしたいと思っておりますので、皆さん協力のほうよろしく願いいたします。

それでは引き続き副委員長の互選を行います。副委員長互選は、可児市議会会議規則第126条第1項の規定により、投票により行うことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長（板津博之君） 異議なしと認め、副委員長の互選は投票により行うことと決定いたしました。

委員長（板津博之君） それでは、投票の方法について説明いたします。投票は、単記無記名投票とし、最多数の票を得た者を当選人といたします。ただし、得票数が同じときは、くじで当選人を定めます。

委員長（板津博之君） これより投票を行います。ただいまより投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配付〕

委員長（板津博之君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長（板津博之君） 順次、投票をお願いいたします。

〔投票用紙回収〕

委員長（板津博之君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長（板津博之君） それでは、開票を行います。

〔開 票〕

委員長（板津博之君） それでは投票の結果を報告いたします。投票総数 8 票、有効投票数 8 票、無効投票数 0 票。大平委員 6 票、渡辺委員 2 票となっております。当選に必要な投票数は 2 票。よって、大平委員が副委員長に当選されました。それでは、就任のごあいさつをお願いします。

副委員長（大平伸二君） 今ご投票をいただきまして副委員長をおおせつかりました大平伸二です。私も、前年度より建設市民の委員としてやってきましたが、やっぱり建設市民っていうのは大変ボリュームの多いところで、これからも課題もたくさん出てくると思っておりますので、委員長を補佐しながらしっかりと皆さんで協議して頂く場を作っていきたいと思っておりますので、どうぞ皆さんよろしくをお願いいたします。

委員長（板津博之君） 続きまして、「閉会中の継続審査の申し出」について お諮りします。本委員会において、閉会中もなお継続して審査を行うため、可児市議会会議規則第111条の規定により、議長に対して、閉会中の継続審査を申し出たいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長（板津博之君） それでは、そのようにさせていただきます。

次に、委員会審査における参考人招致について、お諮りします。本委員会では、申し合わせにより出資法人の経営状況説明を受けることとなっております。この件について、地方自治法第115条の2第2項並びに同法第109条第5項に基づき、参考人を招致することとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

本日は、これにて建設市民委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時22分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年 8 月 8 日

可児市建設市民委員会委員長